

以下の問題文を読んで、その正誤を答えなさい。なお、問題文にない事実は考慮しないこととします。

問題1. 1974年におけるインドの核実験成功を背景に核兵器の製造等に使用される可能性のある製造設備等の輸出規制を行うことを目的として発足した国際輸出管理レジームは、MTCRである。下線部分は正しい。

問題2. 輸出令別表第1の9の項で規制されている貨物の英訳をする場合は、ワッセナー・アレンジメントのサイトが参考になる。

問題3. 本邦にあるメーカーXは、ドイツにあるメーカーYから外為令別表の9の項(1)に該当する暗号ソフトウェアを借りた。自社の工場で使用してみたが、性能が劣ることが判明したので、返却することになった。この場合、メーカーYに当該ソフトウェアを国際宅配便で返却する場合、もともとメーカーYのものであるから、役務取引許可は不要である。

問題4. 外為法第53条第1項では、「経済産業大臣は、第48条第1項の規定による許可を受けないで同項に規定する貨物の輸出をした者に対し、(A)以内の期間を限り、輸出を行い、又は特定技術を外国において提供し、若しくは非居住者に提供することを目的とする取引若しくは当該取引に関する特定記録媒体等の輸出若しくは外国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術を内容とする情報の送信を行うことを禁止することができる。」と規定している。(A)には、「3年」が入る。

問題5. 本邦にあるX大学は、オーストラリアにあるメーカーYと新素材開発の契約に基づき、X大学が所有する測定装置α(輸出令別表第1の2の項(12)2に該当)をメーカーYに輸出する予定である。この場合、「基礎科学分野の研究活動」にあたるので、X大学は輸出許可が不要である。

問題6. 本邦にあるメーカーXは、米国にある子会社Yに、1つの契約で輸出令別表第1の6の項(1)に該当する軸受(価額90万円)と輸出令別表第1の7の項(1)に該当する集積回路(価額85万円)を来月、輸出する予定である。なお、いずれの貨物も告示貨物ではない。この場合、メーカーXは、少額特例が適用できるので、輸出許可申請は不要である。

- 問題 7. 本邦にあるメーカー X は、韓国にある子会社 Y に、取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、輸出令別表第 1 の 6 の項（1）に該当する軸受（総価額 200 万円）を輸出した。この場合、輸出関連書類等は、輸出時から 7 年間 保存する必要がある。下線部分は正しい。
- 問題 8. 本邦にある X 大学は、取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を使用して、同許可の適用可能な貨物を米国にある Y 大学に輸出する予定である。Y 大学の用途は、通常兵器の製造である場合、当該特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は 失効 する。下線部分は正しい。
- 問題 9. 輸出令第 5 条第 1 項は、「税関は、(A) の指示に従い、貨物を輸出しようとする者が法第 48 条第 1 項の規定による許可若しくは第 2 条第 1 項の規定による承認を受けていること又は当該許可若しくは承認を受けることを要しないことを確認しなければならない。」と規定している。(A) には、「経済産業大臣」が入る。
- 問題 10. 初来日から 1 年経ったフランス人の留学生 X は、柔道の能力が優れていることから、フランス政府から留学費用の全額の支給を受けている。この場合、留学生 X は、特定類型②に該当しない。
- 問題 11. 本邦にあるメーカー X は、シンガポールにあるメーカー Y から、輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する炭素繊維 2 トン分の注文を受けた。用途を確認したところ、通常兵器である戦車の製造に使うとメールで連絡を受けた。この場合、通常兵器キャッチオール規制の用途要件に該当するので、メーカー X は輸出許可申請が必要である。
- 問題 12. 特別一般包括許可の申請先は、経済産業省安全保障貿易審査課である。
- 問題 13. 特別一般包括許可の申請者は、輸出管理内部規程の整備及び外為法等遵守事項の確実な実施に関して、安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票及びチェックリスト受理票の交付を受けている者であることが申請者の要件の 1 つである。
- 問題 14. 一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証の有効期限は 5 年である。

問題 15. 本邦にある貿易会社 X は、欧米を中心に毎日輸出を行っているが、輸出している製品は、全て輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する貨物なので、外為法第 55 条の 10 第 1 項の輸出等を「業として行う者」にはあたらない。

問題 16. 東京にある貿易会社 X は、中国にあるメーカー Y から、輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する無機繊維を購入し、パキスタンにあるメーカー Z に売却する予定である。当該無機繊維は、中国のメーカー Y からパキスタンのメーカー Z へ直接輸出される。貿易会社 X にてメーカー Z を調べたところ、外国ユーザーリスト掲載企業であることが判明したが、用途は家庭用エアコンの筐体製造であることが判明している。この場合、貿易会社 X は、外為法第 25 条第 4 項の仲介貿易取引許可の申請は不要である。

問題 17. 「核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械」とは、「核兵器の開発又は製造に用いることができる工作機械」という意味である。

問題 18. 本邦にあるメーカー X が、輸出令別表第 1 の 16 の項に該当するチタン合金を韓国にある Y 大学に輸出する際、用途は「航続距離が 300 キロメートルを超える無人航空機の製造に使用する。」と連絡を受けた。この場合、メーカー X は、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可申請が必要である。

問題 19. 通常兵器キャッチオール規制は、ワッセナー・アレンジメントの合意に基づいて、実施されている。

問題 20. 外為法第 55 条の 10 第 1 項でいう「輸出者等遵守基準」は、外為法等遵守事項のことである。

問題 21. 本邦にあるメーカー X は、台湾の警察から、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第 1 の 9 の項（7）に該当する暗号無線装置（総価額 200 万円）を受注した。用途は、山岳での遭難者の人命救助に用いられるものであることが判明している。この場合、メーカー X は、当該取引に先立ち経済産業大臣への「届出」は不要である。

問題 22. 本邦の大学院生 X は、輸出令別表第 1 の 2 の項に該当するロボット（価格 1,000 万円）を無許可で中国の軍事関連企業 Y に輸出した。この違反に対して、懲役刑が科される場合、外為法第 69 条の 6 第 2 項第二号により、10 年以下の懲役に処される。下線部分は正しい。

問題 2 3. 遵守基準省令第 1 条第二号ハは、「該非確認に係る手続を定めること。」と規定されているので、当該規定は、努力規定である。下線部分は正しい。

問題 2 4. 外為法第 4 8 条第 1 項の「輸出をしようとする者」は、およそ貨物の輸出を行おうとする者であり、居住者に限られており、非居住者は含まない。

問題 2 5. 本邦にあるメーカー X は、半年に一度の割合で、輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当する建築用の鋼材（総価額 2 0 0 万円）を米国にある子会社 Y に輸出している。この場合、メーカー X は、遵守基準省令でいう「該非確認責任者」を選任する義務がある。

2022年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第58回)

(STC Associate)試験問題

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
特定類型	役務通達1(3)サで規定されている①から③までに掲げる者
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規程の届出等について」の(別紙1)に記載されている。
輸出令別表第3の地域(グループA)	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
輸出令別表第3の2	アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン
リスト規制該当貨物(技術)	輸出令別表第1(外為令別表)の1から15までに該当する貨物(技術)をいう。
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物